

# 都市計画の決定

決定権者	決定する都市計画	備考	
県	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	(全部)	
	市街化区域の及び市街化調整区域	(全部)	
	地域地区	用途地域	1 次に掲げる土地の区域を含む都市計画区域のもの 首都圏の既成市街地、近郊整備地帯
			近畿圏の既成都市区幾、近郊整備地域
			中部圏の都市整備区域
			地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域
		風致地区	面積が10ha以上のもの
		臨港地区	港湾法2条2項に規定する重要港湾
		第一種・第二種歴史的風土保全地区	(全部)
		緑地保全地区	面積が10ha以上のもの
		流通業務地区	(全部)
		航空機騒音障害防止地区	(全部)
	都市施設	道路	一般国道、都道府県道、その他の道路で車線の数 が4以上の道路、自動車専用道路
		都市高速鉄道	(全部)
		自動車ターミナル	一般自動車ターミナル
		空港	空港整備法第2条1項に規定する空港
		公園、緑地、広場	面積が10ha以上のもの
		墓場	面積が10ha以上のもの
		水道	水道用水供給事業の用に供する水道
		下水道	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域、 流域水道
		河川・運河	一級河川、二級河川、運河
		教育文化施設	大学、高等専門学校
		一団地の住宅施設	集団住宅が2,000戸以上
		一団地の官公庁施設	(全部)
		流通業務団地	(全部)
		防潮の施設	(全部)
	市街地開発事業	土地区画整理事業にあっては面積が50ha(被災地の 復興を目的とするもの)にあっては10ha)以上のもの	
市街地開発事業等予定区域	(全部)		
市町村	上記以外のもの		